

平成16年度PRT R対象物質の取扱い等に関する調査結果（概要）

独立行政法人製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター

1．目的

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）が公布され、PRT R制度が法制化された。これにより、対象事業者に対しては平成13年4月から第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握が、また、平成14年4月からはその届出が義務づけられている。

このため、PRT R制度において、届出対象事業者となる全ての事業者に調査票を送付することで普及啓発を図るとともに、事業者におけるPRT R対象物質の取扱い状況等を調査することにより、届出対象事業者（所）数及び届出対象物質数の推計等を行い、今後の同法の適正な施行に資することを目的として実施した。

2．調査の概要

（1）対象化学物質

化管法第二条第二項に基づく第一種指定化学物質（354物質）

（2）対象事業者

化管法施行令第3条で定められた23業種及び化管法施行令第4条第2項で定められた常用雇用者数21人以上に該当すると考えられる事業者。ただし、本調査においては総務省統計局所管の「平成13年度事業所・企業統計調査調査区別民営事業所漢字リストに係る電磁的記録」及び「平成13年度事業所・企業統計調査調査区別国・地方公共団体事業所漢字リストに係る電磁的記録」を使用したため、事業者従業員数が20人以上の事業者（89,020件）となった。その中から「平成15年度PRT R対象物質の取扱い等に関する調査」での調査票送付事業者（43,000件）を除いた事業者（46,020件）を対象事業者とした。

（3）調査方法

対象事業者（本社）あてに調査票を送付し、対象事業者（本社）が調査票の写しを各事業所に回付することにより実施した。

（4）調査内容

事業者（所）における平成15年度の対象化学物質の年間取扱量等

（5）スケジュール

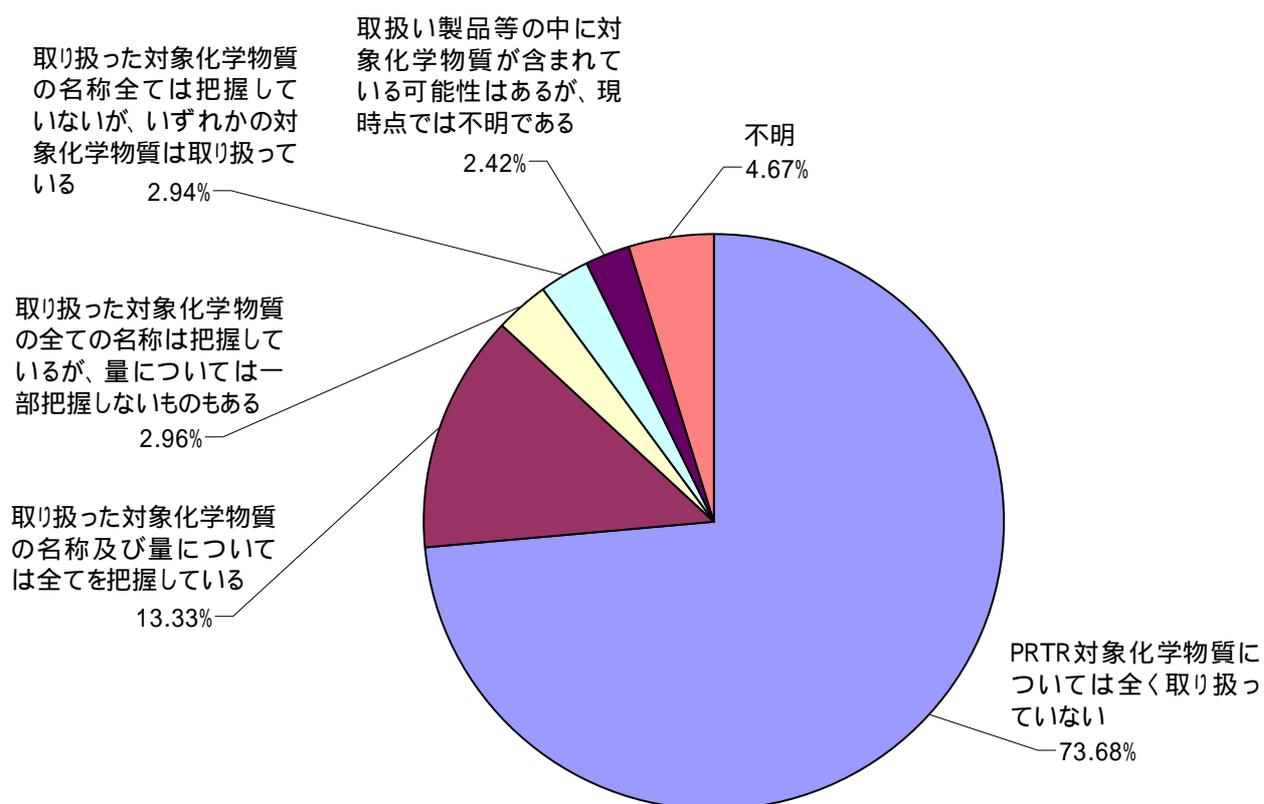
本調査は、平成16年8月に調査票を送付し、平成16年9月に回答を回収した。

3. 調査結果の概要

(1) データの報告状況

46,020件の事業者及び事業所に対して調査票を送付し、20,816件（返信による回答：12,380件（調査票1）及び2,081件（調査票2-1のみ）、電話による回答：6,355件）から回答が寄せられた（回答率約45.2%）。そのうち回答があったが対象外である事業者を除いた18,484事業者（回答率約40.2%）のうち、対象化学物質の取扱いがある又は取り扱っている可能性があるとは回答のあった事業者は、4,001事業者（約21.6%。全体の約8.7%）であった（図表1・図表2参照）。

図表1 事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況



図表2 事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況

把握状況	事業者件数
PRTR対象化学物質については全く取り扱っていない	13,619
取り扱った対象化学物質の名称及び量については全てを把握している	2,463
取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが、量については一部把握しないものもある	547
取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている	544
取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である	447
不明	864
合計	18,484

(2) 取り扱われている対象化学物質

354種類の対象化学物質のうち、349物質の取扱いが報告され、5物質については、取扱いの報告はなかった(図表3参照)。

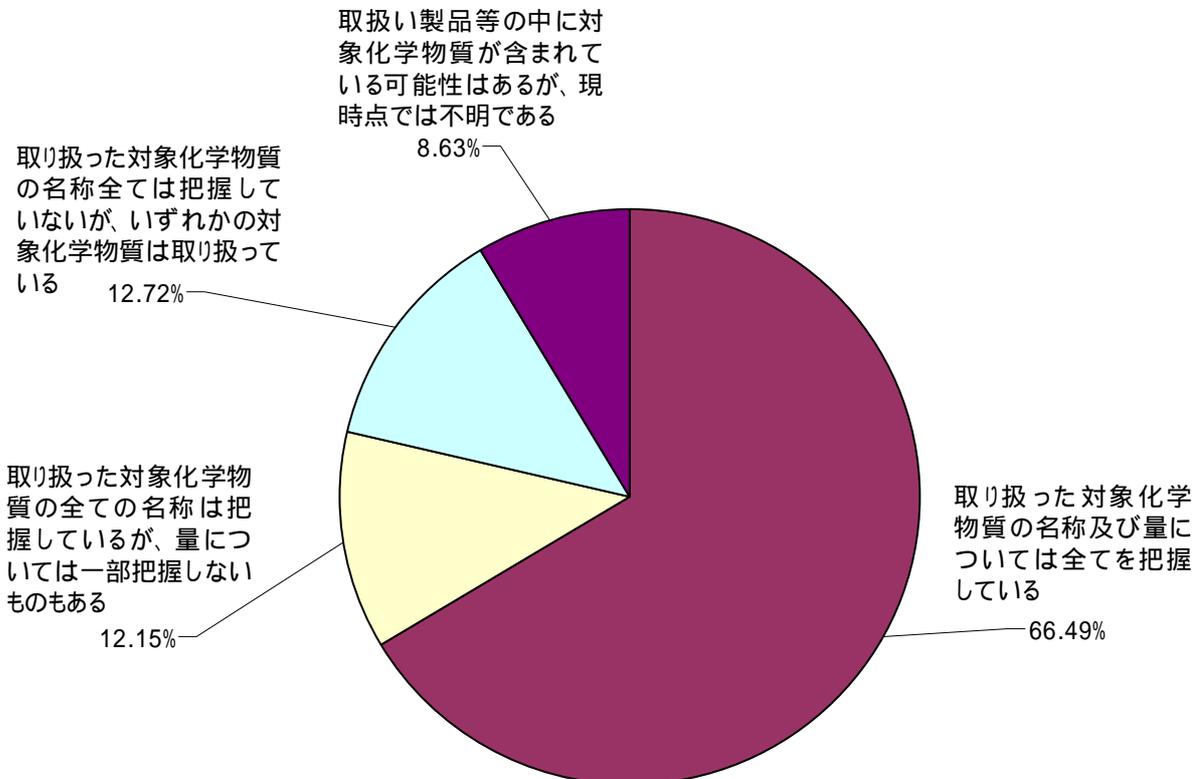
図表3 回答がなかった対象化学物質

政令番号	物質名
127	1, 2 - ジクロロ - 3 - ニトロベンゼン
164	3, 4 - ジメチルアニリン
290	1, 4, 5, 6, 7, 7 - ヘキサクロロピシクロ[2.2.1] - 5 - ヘプテン - 2, 3 - ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
296	ベンジリデン = ジクロリド
339	2 - (1 - メチルプロピル) - 4, 6 - ジニトロフェノール

(3) 対象化学物質の把握状況

図表4及び図表5は、対象化学物質を取り扱っている又は取り扱っている可能性のある事業所における対象化学物の把握状況である。「取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している」と回答した事業所は4,705事業所(66.5%)であった。

図表4 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況



図表5 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況

把握状況	事業者件数
取り扱った対象化学物質の名称及び量については全てを把握している	4,705
取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが、量については一部把握しないものもある	860
取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている	900
取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性はあるが、現時点では不明である	611
合計	7,076

(4) 取扱量の多かった対象化学物質

取扱量の多かった上位5物質は以下のとおりである。今回の調査で取扱いのあった対象化学物質全体の取扱量1,264万トンに対して、上位5物質で全体の約60%（スチレン16.7%、1,2-ジクロロエタン16.4%、クロロエチレン（別名塩化ビニル）14.2%、トルエン6.5%及びエチルベンゼン5.3%）を占めていた。

なお、スチレン、トルエン及びエチルベンゼンの3物質は芳香族化合物であり、1,2-ジクロロエタンは主にクロロエチレン（別名塩化ビニル）の原料として使用され、クロロエチレン（別名塩化ビニル）は主に塩化ビニル樹脂の原料である。

スチレン 211万t
 1,2-ジクロロエタン 207万t
 クロロエチレン（別名塩化ビニル） 179万t
 トルエン 82万t
 エチルベンゼン 67万t

(5) 取扱量の多かった業種

取扱量の多かった上位5業種及びその上位3物質は以下のとおりである。特に化学工業における合計取扱量は839万トンであり全業種の約66%を占めている。

化学工業 [839万トン]（1,2-ジクロロエタン23.8%、クロロエチレン（別名塩化ビニル）20.1%、スチレン12.6%）
 プラスチック製品製造業 [117万トン]（スチレン89.0%、フェノール2.7%、ホルムアルデヒド2.5%）
 燃料小売業 [89万トン]（トルエン54.9%、キシレン34.0%、エチルベンゼン7.1%）
 非鉄金属製造業 [78万トン]（亜鉛の水溶性化合物64.1%、鉛及びその化合物19.3%、ニッケル5.0%）
 石油製品石炭製品製造業 [41万トン]（キシレン28.8%、トルエン21.8%、ベンゼン17.4%）

(6) 取扱量の多かった都道府県

取扱量の多かった上位5都道府県及びその上位3物質は以下のとおりである。上位5都道府県の取扱量の合計は917万トンで、全国の約73%を占めている。

千葉県[281万トン](スチレン 39.8%、エチルベンゼン 20.4%、ベンゼン 15.1%)

兵庫県[234万トン](1,2-ジクロロエタン 35.5%、塩化ビニル 34.7%、亜鉛の水溶性化合物 10.1%)

茨城県[195万トン](1,2-ジクロロエタン 50.9%、塩化ビニル 40.8%、スチレン 2.3%)

岡山県[130万トン](スチレン 63.2%、酢酸ビニル 13.4%、マンガン及びその化合物 8.7%)

北海道[77万トン](トルエン 54.6%、キシレン 33.7%、エチルベンゼン 7.0%)